

有田市観光客等動向調査分析業務委託プロポーザルの実施について

有田市観光客等動向調査分析業務委託について、下記要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和3年4月15日

有田市長 望月良男

有田市観光客等動向調査分析業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、有田市観光客等動向調査分析業務の受託者を企画提案方式により選定するため、必要な事項を定める。

1. 目的

有田市（以下「本市」という。）への来訪客の動向を把握し、再来訪を促し市外からの来訪客の増加を図るためGPSの位置情報を利用したセンサー通信機器を整備し、そこで得た情報を分析し、本市に特化した観光客誘致を行うことを目的とする。

2. 委託業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 有田市観光客等動向調査分析業務 |
| (2) 見積限度額 | 1,540,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。予定価格については本委託料上限額の範囲内で別途設定する。 |
| (3) 業務内容 | 「有田市観光客等動向調査分析業務仕様書」のとおり。 |
| (4) 委託期間 | 契約締結の日から令和4年3月31日まで |

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式による契約とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (3) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)
- (4) 公告日において、有田市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 国や地方公共団体において調査分析業務に携わった実績(認証実験を含む)を有すること。

5. 参加申出書の提出

- (1) 本プロポーザルの公告の方法
有田市ホームページへの掲載による。
- (2) 本プロポーザルへの参加事業者は、次の書類を提出すること。
 - ① 提出書類 (ア) プロポーザル参加表明書(別記第1号様式)
(イ) 見積書及び企画提案書
(企画提案書はA4版で、企業代表社印を押印したものであること)
 - ② 委任状(別記第2号様式)(写し不可)(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)
 - ③ 市町村税完納証明書(発効後3か月を経過していないもの)
 - ④ 登記簿謄本(法人のみ)又は住民票(個人のみ)(いずれも発行後3か月を経過していないもの)(写し可)
 - ⑤ 使用印鑑届出書(別記第3号様式)
 - ⑥ 提出部数 各1部
 - ⑦ 提出先 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
有田市役所 経済建設部産業振興課商工観光係 担当: 福永
TEL: 0737-22-3624(直通) FAX: 0737-83-3108
E-mail shokokanko@city.arida.lg.jp

- ⑧ 提出期限 (ア) プロポーザル参加表明書 (別記第1号様式)
令和3年4月23日 (金) 正午まで
(イ) 見積書及び企画提案書
令和3年5月14日 (金) 17時必着
- ⑨ 提出方法 郵送 (書留郵便に限る)

6. 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書に関し、不明な点がある場合の質問は次のとおりとする。

(1) 質問の受付

- ① 受付期間 令和3年4月19日 (月) ~ 4月23日 (金) 正午まで
- ② 提出方法 送付先に記載されたメールアドレス宛てに送信し、送信後にその旨を電話にて連絡すること。質問には事業者名・担当者名・電話番号・電子メールアドレスを記載すること。
- ③ 送付先 E-mail shokokanko@city.arida.lg.jp
有田市経済建設部産業振興課商工観光係
TEL : 0737-22-3624 (直通)

- (2) 質問に対する回答 令和3年4月28日 (水) までに、参加意思を表明したすべての事業者に電子メールにて回答する。

7. 事業者の選定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、提案者からのプレゼンテーションは実施せず、提出された企画提案書のみの審査で事業者の選定を実施する。

- (1) 選考方法 令和3年5月19日 (水) までに企画提案書を選考基準に基づき総合的に評価し採点を行う。
評価点数を合計して最高得点を得た提案者を選定する。
- (2) 結果通知 選考結果については、参加した提案者に別途通知する。

8. 企画提案書の内容

(1) 会社概要、組織概要

名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、事業概要、経営状況など

(2) 当該業務の実施体制

本業務を実施する際の業務体制、支援体制、人員、業務実施上の配慮事項、事業計画策定に関する実績

ア. 同種・類似業務の実績

イ. 配置予定者の同種・類似業務の実績

- (3) 実施内容
 - ア. 基本方針
 - イ. 計画策定及び調査支援にあたっての考え方
 - ウ. 業務の分析・考察手法
 - エ. 業務フロー及びスケジュール
 - オ. 業務にあたって貴社が提案できる事項（任意記載）

9. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当すれば無効となる場合があるので留意すること。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限が条件に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難であると認められる状態に至った場合。
- (5) 本市の「暴力団排除条例」に定める規定に抵触する法人の場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 見積金額が見積上限額を上回っている場合。
- (8) その他、本要領に関する違反があった場合。

10. 選考スケジュール

- (1) プロポーザル参加表明書（別記第 1 号様式）提出期限及び質問受付期限
令和 3 年 4 月 23 日（金）正午
- (2) 質問回答期限
令和 3 年 4 月 28 日（水）
- (3) 企画提案書の提出期限
令和 3 年 5 月 14 日（金）17 時必着
- (4) 選考結果通知
令和 3 年 5 月 19 日（水）予定

※日程については、変更する場合があります。

11. その他の留意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は非公開とする。
- (5) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. 担当窓口（問い合わせ先）

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経済建設部産業振興課商工観光係 担当：福永

T E L : 0737-22-3624 (直通) F A X : 0737-83-3108

E-mail shokokanko@city.arida.lg.jp